

【素案】

足立区議会は、区民に選ばれた議員により構成される議事機関であり、同じく選挙で選ばれた区長とともに、地方自治における二元代表制の一翼を担っている。二元代表制のもと、区議会は区長との緊張ある関係を保持し、議論を通じて最良の意思決定を行うことで、区民とともに区の将来を築く役割を担うという重い責務を負っている。

区民の負託に全力で応えていくためにも、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、基本的事項を定め、議会の責務を果たしていくことが必要である。

足立区議会は、公共の利益を至上とする倫理を確立し、より一層の議会改革を推進していくことを明確に示すため、ここに足立区議会基本条例を制定し、区民生活の向上及び区政の発展に貢献していくことを決意する。

（目的）

この条例は、議会及び議員の活動原則並びに区長と議会との関係、区長等と議会との関係その他議会に関する基本的な事項を定めることにより、区民の負託に的確に応える議会の実現を図り、もって区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【荒川区】

荒川区議会は、選挙により選ばれた区民の代表者である議員によって構成する議事機関であり、区長とともに、二元代表制の一翼を担っている。議会は、区長と緊張ある関係を保持し、区政運営について監視及び評価や政策立案及び政策提言を行い、かつ、議論を通じて最良の意思決定を行うことで、区民とともに区の将来を築く役割を担うという重い責務を負っている。

近年、都区制度改革により、特別区を都の内部的団体から「基礎的な地方公共団体」として明確に位置付ける地方自治法の改正が実現し、区と議会が果たすべき役割や責務は増してきている。

このような時代の変化に対応し、荒川区議会が、今まで以上にその役割と責務を果していくためには、これまで取り組んできた議会改革を更に推進し、より一層区民に信頼される議会を構築することが求められている。

よって、荒川区議会は、議会、議員の活動原則等議会の基本的な事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し、区民福祉の向上及び区政の発展に寄与することで、区民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則、行政と議会の関係その他の議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し区民の負託に応え、区民福祉の向上及び区政の発展に寄与することを目的とする。

【板橋区】

私たち板橋区議会は、区民の福祉の増進を図ることをその目的とするとともに、区民の意思を区政に最大限に反映させる役割を担っている。

その目的及び役割を果たすためには、議会本来の役割である議論及び討論を通じて問題の論点及び争点を明らかにすることはもとより、自らも政策立案及び政策提言を行い、真の地方自治を実現することが必要である。

このため、私たち板橋区議会は、平成22年（2010年）に議会改革勉強会を設置して議論を積み重ねた。そして、翌年に設置された議会改革調査特別委員会において「区民に開かれた、区民参加の議会」、「徹底した情報公開」、「二元代表制の下での監視機能の強化」、「合議体としての政策立案の強化」の4点を議会改革の方向性として定めた。その結果、総括質問におけるインターネット中継の実施及びIT機器の活用、東京23区で初となる議会報告会の開催等の議会改革が実現されるに至った。

私たち板橋区議会は、これまで実施してきた議会改革を実効性あるものとして一層推進するとともに、区民に板橋区議会が果たすべき責任及び役割を明確に示すため、ここに板橋区議会基本条例を制定し、区民の幸せと繁栄を実現することを決意する。

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則並びに議長の責務を明らかにするとともに、区長と議会との関係、区長等と議会との関係その他議会に関する基本的な事項を定めることにより、区民の負託に的確に応える議会の実現を図り、もって区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【墨田区】

墨田区議会は、区民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の議事機関であり、同じく選挙で選ばれた墨田区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。

二元代表制の下では、両者は相互にその権能を発揮し、区民等の福祉の増進を図る責務を負っている。

墨田区議会は、より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするものである。

そのため、ここに墨田区議会基本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、墨田区の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、議会の基本理念その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を果たし、もって区民等の福祉の増進を図ることを目的とする

（基本理念）

第3条 議会は、次に掲げる基本理念の下に活動しなければならない。

- （１） 区民等への情報公開及び積極的な情報提供を行うとともに、区民等の意見を的確に把握することにより、「開かれた議会」を目指すこと。
- （２） 議事機関として、議決、監視、政策立案等の機能を強化し、民主的かつ効率的な議会運営を行うことにより、「議会活動の活性化」を進めること。

【杉並区】

杉並区議会は、区民により選ばれた複数の杉並区議会議員で構成する議事機関であり、同じく選挙で選ばれた単独の執行機関である杉並区長との両者により、二元代表制を構成しています。

その二元代表制のもと、杉並区議会は、「みどりと水辺、歴史ある道やまちなみ、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」などの「杉並らしさ」を守りながら、執行機関との緊張ある関係を保持し、独立した区の最高意思決定機関として議論を通じて区政運営について決定を行っています。

また、杉並区議会は、区民福祉の増進と住民自治及び団体自治の実現を適切に図り、区民の負託に応えるために、執行機関に対し、政策立案と提言及び監視や評価を行っています。

さらに、開かれた議事機関として情報の公開を推進するとともに、会議規則等にのっとり自由かつ活発な討議を通して、多様な区民及び議員の意見を尊重し、意思決定の過程の透明化を図ります。

これら議会における責任と役割を明確に示すため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号。以下「自治基本条例」という。）第6章の規定を踏まえ、議会及び議員に関する基本事項を定めることにより、杉並区議会（以下「議会」という。）及び杉並区議会議員（以下「議員」という。）が区民の負託に応え、区民生活の向上及び区政の発展に貢献することを目的とします。

（基本理念）

第3条 議会は、選挙により選ばれた議員で構成される合議制の意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視及び牽制する機能を持つ議事機関として、区民の負託に応える議会活動を行うため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとします。

【取手市】

取手市議会は、日本国憲法がうたう地方自治の下、市民から負託を受けた市長とともに、二元代表制の一翼として、市民の意思を把握し、実現化するために責任ある役割を担っている。

議会は、自治体政策の立案、決定、執行、評価での論点を明確にし、市民に開かれた市政を目指す責務を有する。また、合議制の議会は、多様な意見を集約するために、市民との対話を行い、自由かつ達な討議を重ね、その審議経過を市民に積極的に公開しなければならない。

取手市議会は、これまで取り組んできた議会改革を踏まえ、市民との対話を根幹に、更に議会改革を推進し、市民から信頼される議会にすべく、ここに議会の最高規範としての議会基本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、取手市議会（以下「議会」という。）の基本理念、取手市議会議員（以下「議員」という。）の責務、活動原則等を定めることにより、合議制の機関である議会の役割、市民と議会との関係、議会と市長との関係を明らかにするとともに、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市勢の伸展と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における唯一の議事機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論を尽くし、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

【登別市】

登別市議会（以下「議会」という。）は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、執行機関である市長との二代表制のもとで、議決機関としての機能をはじめ、市長が行う市政運営に関する監視や政策提言の役割を持っています。

議会は、それらの役割と責任を踏まえ、登別市の最高規範である登別市まちづくり基本条例（平成17年条例第20号）にうたわれる「協働のまちづくり」という理念にのっとり、議会運営を目指し、地方分権から地域主権へと地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する時代の要請に応えるべく、それにふさわしい議会を構築しなければなりません。

したがって、議会は、市長との緊張関係を保持し、政策形成能力を高めながら、市民との活発な論議を重ねることに併せて、議会内の討議を深める中で合意形成を図り、それらの過程をわかりやすく公開することにより、市民に軸足を置いた協働する議会の実現のため、議会運営の最高規範として、本条例を定めます。

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の役割と責任を果たすべく、市民、市長及び議員間の協働による活発な議会活動とそれを支える議会運営の基本事項を定め、活力あるまちの実現と市民福祉の向上に寄与することを目的とします。